

## 今回のテーマ： 個人立診療所の事業承継について（親子間承継） -2

Q：診療所の土地・建物は私個人（現院長）が有していますが、いずれは次期院長である息子に承継したいと考えています。生前贈与と相続による承継、いずれが税務上有利でしょうか。

A：診療所用の土地建物の承継は、生前に「贈与」ないし「譲渡」するか、当面「賃貸」契約にし「相続」にて承継させるか、この3通りに大別されます。今回は「贈与」により土地建物を後継者へ承継させる場合の留意点をご説明します。

### 1. 贈与税（通常の暦年贈与）は比較的税負担が重い

診療所を次期承継者へ生前贈与する場合、土地は路線価ないし倍率方式、建物は固定資産税評価額を基準とした相続税評価額により、贈与を受けた者（次期院長）が贈与税を支払わなくてはなりません。

ただし、贈与税は累進税率が高く、不動産を贈与する場合、高税率が予想され、相続（平成 24 年 1 月 1 日時点での税制では 5,000 万円＋法定相続人数×1,000 万円で計算した基礎控除や小規模宅地等の評価減の特例適用あり。）まで待った方が税負担上は有利なことがあります。

（贈与税の早算表：平成 24 年 1 月 1 日現在）

基礎控除後（110 万円控除後）の課税価額	贈与税の税率	税額控除額
200 万円以下	10%	なし
300 万円以下	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円
600 万円以下	30%	65 万円
1,000 万円以下	40%	125 万円
1,000 万円超	50%	225 万円

・例：土地・建物の相続税評価額が 1 億円であった場合の、生前贈与税額

$$(10,000 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 50\% - 225 \text{ 万円} = 4,720 \text{ 万円}$$

⇒ 贈与された次期院長が 4,720 万円を、贈与年の翌年の 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に納税地の所轄税務署長へ申告・納税します。贈与税は原則現金一括納付です。

### 2. 相続時精算課税制度の検討（非課税枠 2,500 万円、非課税枠を超えた部分に対して 20%課税）

その贈与年の 1 月 1 日時点にて、65 歳以上の親から 20 歳以上の子（推定相続人。子が亡くなっ

ているときには 20 歳以上の孫を含みます。)に贈与する場合、「相続時精算課税制度」を選択適用した場合には、贈与時の非課税枠は2,500万円となり、当該非課税枠を超えた部分に対して一律20%の贈与税が課税されます。

相続時精算課税制度を選択した場合には、通常の贈与税と比較して低負担で資産を移転できますが、相続発生時に「贈与時の価額」でもって相続税がかかります（その相続税から生前に納付した贈与税が控除されることから「精算課税」と呼ばれています。）ので、価値が減少する資産の贈与（相続時精算課税制度による贈与）はかえって税負担上不利となることがあります。事業用の土地を確実に次期院長に承継させる（他の相続人の遺留分にも配慮が必要）、あるいは、役員退職金の支給・建物の建替え等を行い価値が大きく減少した医療法人の出資持分を承継者に移転させる際に当該制度の選択適用は有効と言えます。

### 3. 相続時精算課税制度の適用手続き

相続時精算課税を選択しようとする受贈者は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間（贈与税の申告書の提出期間）に納税地の所轄税務署長に対して「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の戸籍の謄本などの一定の書類とともに贈与税の申告書に添付して提出することとされています。

相続時精算課税は、受贈者である子それぞれが贈与者である父、母ごとに選択できますが、いったん選択すると選択した年以後贈与者が亡くなる時まで継続して適用され、暦年課税（1年あたり110万円の非課税枠）に変更することはできませんので注意が必要です。